細　則

2025年 3 月 2 日

第 1 章　名　称

（英文及び略称）

第1条 この法人は、定款第 1 条により、特定非営利活動法人　東京ヨットクラブ　と称するが、

英文では、TOKYO YACHT CLUB　とし、 略称として　TYC　と表示する。

第 2 章　会　員

（種別）

第 2 条　この法人は　定款第 6 条により、正会員、賛助会員、特別会員の 3 種の会員で構成されるが、

その内訳は、①代表会員　②特別代表会員　③普通会員　④特別会員の 4 種とする。

このうち代表会員、特別代表会員をもって定款に定める正会員とし、普通会員をもって定款に定める賛助会員とする。

（正会員）

第 3 条　この法人の正会員となる会員 2 種を次のように定める。

①代表会員　　夢の島マリーナに籍を置く艇のオーナー1名、又は共同オーナー艇においてはその代表者1名

②特別代表会員　夢の島マリーナ以外に籍を置く艇のオーナー1 名、又は共同オーナー艇においてはその代表者1名。

又は艇を所有せず、この法人の目的に賛同して入会を希望する個人。

（賛助会員）

第 4 条　この法人の賛助会員となる普通会員を次のように定める。

代表会員又は特別代表会員の艇のクルー、共同オーナー艇においては代表者以外の共同オーナー

2. この法人の事業を賛助するため入会を希望する個人

（特別会員）

第 5 条　定款第 6 条第 3 号に掲げる者のほか、細則第 22 条に定める特別職に関わる個人とする

（会員の入会手続き）

第 6 条 会員入会の手続きについては、定款第 7 条に則って行われるが、その決定日は入会承認の後、

入会金並びに当該年度の年会費の入金を事務局長が確認した日付とする。

（会員の退会手続き）

第 7 条　会員退会の手続きについては、定款第 10 条に則って行われるが、その決定日は退会届受領後、

会費完納の確認ができた日付とする。未納会費がある場合は督促し、完納するまで退会とならない。

この退会とならない期間中、会員としての資格は停止される。

（普通会員の入会）

第 8 条　普通会員の入会あたっては、籍を置く艇の代表会員または特別代表会員の推薦を必要とし、別途定める誓約書を提出しなければならない。

2. その会員の言動等については、推薦者が責任を負うものとする。

（入会金及び会費）

第 9 条　定款第 8 条に定める入会金及び会費の金額は、次に掲げる額とする。

この金額は定款第 23 条第 7 号により、総会にて議決される

①代表会員　　入会金　￥10,000-　年会費　￥10,000-

②特別代表会員　入会金　￥10,000-　年会費　￥10,000-

③普通会員　　入会金　　￥3,000-　年会費　　￥3,000-

④特別会員　　入会金及び会費は無料とする

・代表会員、特別代表会員は、入会時に上記以外にクラブ旗購入費￥4,000-が別途必要となる。

2. 入会金及び会費は、定められた期間に納入しなければならない。

3. 会費は、年度途中の入会者においても、その事業年度の残日数にかかわらず、それぞれ定められた1年分の会費の金額とする。

（会費の未納）

第 10 条　役員在任の期間中において、会費を未納のものは、定款第 9 条第 3 項の規定に関わらず、役員の資格を喪失する。

2. 役員選挙に立候補するものは、その年度の会費を立候補届け出の日の前日までに納めていなければならない。

3. 過去において、会員であった期間の会費が未納なものは、役員となる資格を喪失するものとする。

第 3 章　役員及び職員

（理事の定数）

第 11 条　選任される役員の定数は、総会前に行われる理事会において定款第 13 条の規定内で決定する。

（理事の選任）

第 12 条　理事及び監事選出の選挙手続き等については、理事会において別途定める。

（理事の他の役員などへの就任）

第 13 条　本会が主催、共催または協力して開催するレースや行事などにおいて、理事がその役員又は会計責任者など重要な役職に就任する場合、理事会の承認を得なければならない。また理事以外の会員に対して関係機関から当該役職への就任要請がある場合も同じく、理事会の承認を得なければならない。

（職員及び事務局長の選任）

第 14 条　この法人の定款第 20 条に定める事務局長及びその他の職員は、次により選任される。

①事務局長は、理事の中から、理事の互選により選任される

②職員は理事又は会員の中から、理事長が選任し任命する。

第 4 章　総会　及び　理事会

（総会の構成）

第 15 条　この法人の総会は定款第 22 条により、正会員をもって構成するが、それ以外のすべての会員は、出席する権利を有するものとする。

（理事連絡会の開催）

第 16 条　定款第 6 章に定める理事会の運用を効率的にするため、理事連絡会を別途開催する。

2. 理事連絡会は理事長が召集し、議長は理事長がこれに当たる。

3. 議題は定款第 32 条に定める理事会の審議事項のうち、第 3 項に関わるものとする。

4. 前項に定める議題のうち、期限を有する軽微な懸案事項などに限り、理事の過半数により決議出来るものとする。ただし次期理事会の決議をもって正式な承認とする。

.

第 5 章　部会及び専門委員会

（設置）

第 17 条　この法人の理事会に、業務の執行を組織的、効率的に行うため、2 個の部会及び 7 個の専門委員会を置く。

2 .部会長及び各委員長は、理事がその任にあたる。 選任は理事の互選による。

（部会）

第 18 条　次の 2 個の部会を置き、それぞれボート特有の特色を生かした活動を行う。

①パワーボート部会

②セイルボート部会

（専門委員会）

第 19 条　次の 7 個の専門委員会を置き、それぞれ表記した活動を行う。

1. 広報委員会

①ホームページの運営・管理

②その他、広報に関する事

2. 安全通信委員会

①海上航走に必要な運用術、航海術、法規の研究、航海の安全と事故防止の計画、並びに指導に関する事

②通信機器に関しての知識及び運用術等の研究、指導等に関する事

③その他、安全、通信に関する事

3. レース委員会

①レースの企画及び実施、マネジメントに関する事

②レースオフィサー、審判に関する事

③レースルールの起案、改廃に関する事

④その他、レースに関する事

⑤JSAFに関する業務を担当する委員を置き、次の業務を行う。

1.セーリング連盟（JSAF）との連携などの実務を担当する事

2.JSAFとの活動について会員に向け啓蒙を行う事

3.その他、JSAFに関する事

4. 行事委員会

①行事、催事の企画・立案及び実施に関する事

②その他、行事に関する事

5. クルージング委員会

①クルージングに関する情報を収集し、企画、立案を行う事

6. フィッシング委員会

①釣りに必要な知識の啓蒙や研究、指導に関する事

②釣り競技に関する事

7. ハウス委員会

①会員相互の交流の促進を支援する事

②他クラブとの交流を支援する事

③その他、クラブハウスに関する事

（専門委員会の構成）

第 20 条　各専門委員会は下記の構成により運営される・

2. 各委員会は、委員長 1 人、副委員長若干名、および委員にて組織される。
3. 委員長は、その専門委員会を代表し所轄業務を統括する。
4. 副委員長及び委員は、各委員会にて代表会員、特別代表会員又は普通会員の中から選任され、理事長が任命する。
5. 副委員長は、理事会に出席し意見を述べる事ができる。
6. 副委員長の出席は、その委員長が必要に応じて判断し、事前に議長の承認を得るものとする。またその入退場及び発言については、議長の指示に従うものとする。
7. 出席した副委員長は、理事と同じ守秘義務を負う。

第 6 章　各艇の責任

（責任の所在）

第 21 条　艇及び乗組員についての全ての責任は、その艇及びオーナーに在り、事故又はそれに関する損害については、東京ヨットクラブは、いかなる責任も負わない。

第 7 章　補 則

（特別職その他）

第 22 条　この法人の定款第 6 条第 3 号に定める特別会員の中に、特別職として

①名誉会長　②相談役　③顧問　④参与　をそれぞれ若干名置く。

2. 選任及び退任は、理事の推薦に基づき、本人の同意を得て、理事会にて決議される。

3. 名誉会長は、この法人の歴代の会長又は理事長経験者とし、現理事長の相談に応じる。

4 .相談役、顧問、参与は、本会の活動に際して特に功績があった個人。

5. 特別職たる特別会員は、必要に応じて理事会に出席し意見を述べることが出来る。

6 この法人の定款に、会長及び副会長の職名はないが、会則変更前まで職名として使用しており、慣用的に理事長を会長、副理事長を副会長と読み替える又は呼称する場合がある。

（定款及び細則に記す書面の扱い）

第 23 条　この法人の定款及び細則の各条項に記す「書面」の取り扱いについては、理事会の議決により、電磁的方法を含むことが出来るものとする。ただしその運用にあたっては、理事会が別途定める。

（ホームページなど電磁的な媒体の運用）

第 24 条　本会が運用する電磁的方法による媒体のうち、ホームページの運用管理は次による。

2. システムの運用、維持管理などに伴う経費は、本会の年度予算から支出される。

3. 運用、管理は理事会がその責任において行い、その実務は広報委員会が担当する。

4. ホームページに記事やお知らせなどを掲載する権利は、正会員が等しく有する。

5. 掲載する内容について、次の各項に該当するものは掲載を禁止する。

①宗教活動や政治活動を目的とするもの

②特定の個人又は法人その他の団体の利益を目的とするもの

③その他、公序良俗に反する行為と認められるもの

6. 掲載を希望する正会員又は理事会、事務局、各委員会の責任者は、理事会に書類又は電磁的方法(メールなど)により申請し、理事会又は理事連絡会の承認を得るものとする。

7. 前項の掲載内容に関する承認には、電磁的方法による決議を含むものとする。

（会員名簿の取り扱いについて）

第 25 条　本会の会員名簿は、入会申込書及び登録申請書に会員本人が記載申請した項目を基に、理事長並びに事務局が作成し管理する。その取扱いについては、本人の希望があれば、会員本人の資料に限り、理事長又は担当理事立合いのもと、開示しなければならない。

2. 本会の活動を行うにあたり、会員間での共有が必要な会員の情報については、開示する項目等について理事会が決定し、本人以外の資料について開示できるものとする。その取扱いについては、前項の規定に準ずる。

3. マリンハウス内に掲示されるメンバーズボードの取り扱いについては、前項に準ずる。

附　則

1. この定款は、変更が承認された総会の日から施行されるが、役員の職務については、定款第 16 条第 3 項をもって、次期開催される総会及び理事会までの間、その権利義務を有するものとする。

以上

改訂の履歴

条文を追加する場合、追加される条文以下の条番号は順次繰り下がり変更される。

これに伴い条文の中に示される関連する条番号も併せて変更する。

①制定　2024 年 3 月 3 日　臨時総会

本細則を総会に上程

②改訂　2024 年 5 月 26 日 2024 年度第 1 回理事会

前項、総会に上程された細則を理事会として正式に承認決議

第 23 条　（旧第 18 条　定款及び細則に記す書面の扱い）を追加

③改訂　2024 年 6 月 16 日 2024 年度第 2 回理事会

第 20 条（旧第 15 条　専門委員会の構成)第 6 項及び第 7 項を追加

④改訂　2024 年 11 月 9 日 2024 年度第 5 回理事会

第 6 条（会員の入会手続き)を追加

第 7 条（会員の退会手続き)を追加

第 13 条（理事の他の役員などへの就任)を追加

第 16 条（理事連絡会の開催)を追加

第 19 条　専門委員会の数を 8 個から 7 個に変更、第 8 項(JSAF担当委員会)を削除

第 19 条　第 3 項(レース委員会)に第 5 号(JSAFに関する業務)を追加

第 20 条　専門委員会の構成について、前第 19 条から分離

第 24 条（ホームページなど電磁的媒体の運用)を追加

⑤改訂　2025 年 3 月 2 日 2024 年度第 7 回理事会

第 25 条（会員名簿の取り扱いについて)を追加

以上